

Your needs drive Us  
**TAISEI**  
 TECHNO presents  
**ECO Car Festa 2009**

大誠テクノ presents ECO CAR FESTA 2009  
 2009World Econo Move GP Rd.4  
 ワールドエコノムーブ in 大阪

公 示

本競技会は 2009 ワールドエコノムーブグランプリシリーズの共通規則及び本競技会特別規則書により大誠テクノ presents ECO CAR FESTA 2009・WEM—GP 国際競技として開催される。

■特別規則書

第1条 競技会の名称

2009 ワールドエコノムーブグランプリ第4戦  
 ワールドエコノムーブ in 大阪

第2条 競技種目

限られたクリーンエネルギーを使用して1時間内に走行した周回数を競う競技

第3条 主催者

エコカーフェスタ 2009 開催実行委員会  
 ワールドエコノムーブ in 大阪実行委員会

第4条 開催日程

2009年9月23日(祝・水)1日間 ※雨天決行

第5条 タイムテーブル(予定)

受付	8:00~8:30
車検	8:00~8:50
ブリーフィング	9:00~9:20
出走前点検	9:30~
予選①(テストラン含)	10:00~10:30
予選②(テストラン含)	11:30~12:00
出走前点検	13:30~14:00
決勝	14:00~15:00
表彰式	16:00~

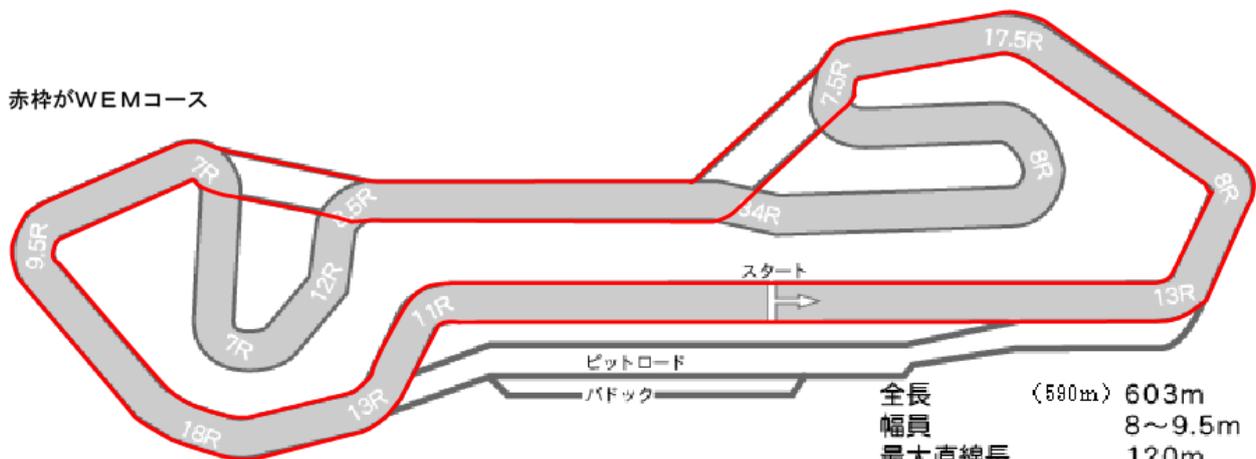
※タイムテーブルは変更される場合があります。

※9/22(祝・火)にテストランを設ける場合がある

第6条 開催場所

スポーツランド生駒(〒575-0014 大阪府四條畷市上田原1139 TEL.0743-73-2484)

赤枠がWEMコース



全長	(590m)	603m
幅員		8~9.5m
最大直線長		120m
ピットロード幅		2m
最大曲線半径		180R
最小曲線半径		7R
パドック面積		1,000㎡

全体的には高速タイプのコースですが、ヘアピンが2カ所あり、そこでいかにスピードを落とさずに走れるかがポイント。

## 第7条 大会組織

特別協賛：大誠テクノ株式会社

※その他は、プログラム及び公式通知に示す。

## 第8条 参加申込先

〒547-0026 大阪市平野区喜連西四丁目-7-12 ツーアンドフォービル 株式会社ツーアンドフォー内  
WEM事務局 TEL 06-6760-7373 FAX 06-6760-7363  
E-Mail: info@2and4.co.jp HP: <http://www.2and4.co.jp/ecocarfest2008/>

## 第9条 参加車両

2009年ワールドエコノムープグランプリ共通規則書及び本大会車両規則に合致する車両とする。

## 第10条 競技方法

各チームにイコールコンディションのバッテリーが支給され、それぞれの性能に合わせた走行計画のもとにバッテリーを有効に使って、1時間の間に走行した周回数を競う  
※公式予選 60分・決勝 60分

## 第11条 レース区分

1. WEM-GP オープンレース／2009.9.23 現在 18才以上のドライバーのレース
2. WEM-GP ジュニアレース／2009.9.23 現在 15才以上又は18歳未満のドライバー及びメンバーを主体とするクラス、もしくは学校名（高等学校）でのエントリーでドライバーを含む半数以上が学生のチームのレース  
※1.2共にグランプリシリーズの有効ポイント獲得レースである  
※台数により混走もしくは追加レースを行う場合もある

## 第12条 ドライバーの資格

2009年9月22日現在 15歳以上であり、当競技会の参加について標準能力をもっていること。コース、スピードに対しても的確でありかつ走行が可能である者  
(ドライバーが20才未満の場合はその親または保護者の承諾が必要である)

## 第13条 参加代表者、ドライバー及びピット要員の登録

- 1) 参加代表者は20才以上でチーム員の行動に全責任を負うものとする。
- 2) 参加者はドライバー及びピット要員(参加代表者を含む)を2009年9月18日(木)までに登録しなければならない。

## 第14条 参加申し込み

- 参加申し込みは参加料と下記書類を完全に記入したうえで9月4日(金)までに提出しなければならない。
- 1) 参加申込書
  - 2) 参加承諾書は開催当日までに20才未満のチーム員(ドライバーを含む)がいる場合は親権者の承諾を取り署名、捺印を必要とする。(2009年9月18日(木)17:00までに提出すること)
  - 3) 車両仕様書(参加車両の写真又はデザイン画を添付すること、データによる提出も可)
  - 4) 参加申込方法/現金書留にて必要書類とエントリーフィーを大会事務局へ郵送する。  
又は必要書類を郵送しエントリーフィー・保険料を銀行振込する。  
振込先 : みずほ銀行 難波(なんば)支店 普通口座 1078700 株式会社ツーアンドフォー
  - 5) チームの登録代表者は、9月18日(木)12時まではメンバー及びドライバーの変更ができる。  
2009年9月18日以降の変更内容に関しては、公式リストに記載されないことがある。
  - 6) 申し込み期限(2009年9月4日)内にエントリーを取り消した場合、参加料は払い戻すものとする。ただし事務局手数料として2,000円を差引後払い戻す。期限以降の取り消しの場合は、払い戻しをしない。

## 第15条 参加受理と拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局から参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては、参加料が返還される。但し、事務経費として2,000円を差し引く。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消す申込者には参加料は返還されない。

## 第16条 参加料

オープンレース(オープンクラス): ¥24,000-  
ジュニアレース(ジュニアクラス): ¥17,000-  
※参加料に含まれる物(バッテリー×2、公式プログラム×2、車両パス×2、クレデンシャル×3、消費税)

## 第17条 競技保険

- 1) 参加チームのメンバーは全員当競技会に有効な保険に加入していることが望ましい。
- 2) すべての参加者は、事故・損失により損害が生じた場合、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また主催者及び大会役員、コース施設管理者が一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していなければならない。

## 第18条 自動計測装置の装着

- 1) 主催者が自動計測装置の装着を義務付けた場合は、車検までにこの装置を取り付けなければならない。取り付けを拒否した場合は走行を認められない。
- 2) 万一破損、紛失した場合は理由の如何に問わず1個58,000円が主催者より請求される。
- 3) 計測装置の配布は参加受け付け時に行い、返却については各クラスの最終走行後1時間以内とする。

#### 第19条 車両名及び広告

- 1) 車名は原則として、15文字以内とする。
- 2) 主催者が指定した場合は広告ステッカー類を所定の場所に貼付しなければならない。

#### 第20条 公式車両検査

- 1) 公式車両検査は公式通知で示されるタイムスケジュールに従って所定の車両検査区域で行われる。
- 2) 公式車両検査を受けない車両、参加不適切と判断された車両また技術委員長による改善命令に応じない車両は競技に参加できない。
- 3) 公式車両検査に合格した後の車両を改造してはならない。
- 4) 技術委員長は公式車両検査の時間外であっても、随時参加車両の検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対しては罰則が適用される。

#### 第21条 競技終了後の車両保管と入賞車の車両検査

- 1) 競技を終了した完走車は、競技役員の指示により、パドック内の所定の区域に保管される。保管中の車両に触れたり改造および整備をしてはいけない。
- 2) 入賞車及び抗議対象車は、競技終了後、または大会審査委員会の求めに応じて随時車両の分解、その他必要な方法による車両検査を受けなければならない。
- 3) 大会審査委員会または技術委員長が求める車両検査に必要な分解、組み立て作業は参加者の責任で行わなければならない。  
また、抗議対象車の分解、組み立てに要した費用は、抗議が不成立に終わった場合は、抗議提出者が負担しなければならない。その額は技術委員長が算定し大会審査委員会が承認した額とする。
- 4) 入賞車及び抗議対象車の車両検査には、本競技会の関係役員が認めた者以外立ち会うことが出来ない。

#### 第22条 車両変更

- 1) 参加申込が正式受理された後の車両変更は、参加車両が故障、破損その他やむを得ない事情があるときを除いて認められない。
- 2) やむを得ない事情による車両変更は、参加申込をした同クラスについてのみ許され、期限は競技会当日の参加受付終了までとする。
- 3) その場合、車両申告書を新たに大会事務局へ提出し、審査委員会の許可を得なければならない。

#### 第23条 ドライバーの変更

ドライバーの変更は、当該車両の公式車検開始までとし、大会事務局へ申し出て審査委員会の許可を得なければならない。

#### 第24条 参加者の尊守事項

- 1) 参加者及びドライバーは、参加申し込みの際して下記に定める誓約文を理解し署名しなければならない。

##### 誓約文

私は WEM-GP 共通規則書ならびに本競技特別規則書の規定に同意いたします。また競技参加にあたり関連して起こった死亡、負傷、その他の事故で私自身及び私の指名した運転手、チーム員の受けた損害について、決して WEM-GP 関係者、オーガナイザー、組織委員、競技役員、係員、ならびに他の競技者などに対して非難したり責任を追及したり損害賠償を要求したりしないことを誓約いたします。なお、このことは事故が上記オーガナイザー団体または大会関係役員の手違いなどに起因した場合であっても変わりません。また運転者は、参加種目について標準能力を持っていること、ならびに参加車両についてもコースまたはスピードに対して適格であり、かつ、競争が可能であることを誓います。

- 2) 全ての参加者は、明朗かつ公正に行動し、言動を慎み、スポーツマンシップにのっとったマナーをもたなければならない。
- 3) 参加者は、競技中また競技に関する業務に就いているときは、薬品などによって精神状態をつくろったり、飲酒してはならず許された場所以外で喫煙してはならない。
- 4) 参加者は、主催者や大会後援協賛者、大会審査委員会の名誉を傷つけるような行動をしてはならない。
- 5) ドライバーは必ずドライバーズブリーフィングに参加しなければならない。出席しないドライバーは大会審査委員会が決定した罰則が適用される。

#### 第25条 入場料及びクレデンシャル(入場パス)・車両通行証

- 1) 全てのドライバー・メカニック・プレス・ゲストは当日入場料無料である。
- 2) サービスカーは大会事務局が交付する車両通行証を貼付していなければパドックへの通行が出来ない。
- 3) 交付された通行証は、他に貸与したり転用してはならない。

#### 第26条 ピットの使用

- 1) ピットを割り当てられた参加者はピット前(コース側)を走行域とする。

- 2) ピット前（ピット側）ワークレーンを作業域とするが、作業時以外は工具、部品等は置かないこと。

## 第 27 条 公式予選

- 1) 公式車両検査に合格した車両で公式通知に示されたタイムスケジュールによって行われる。
- 2) 公式予選の義務周回数 は定め ない。
- 3) 公式予選はテストランを含む 30 分を 2 回の 2 トライ制とする。  
※2 回のトライには、30 分間以上のインターバルを設ける。なお、時間内での周回タイムの最も早いタイムを予選結果とする。また、1 トライ 30 分の時間内であれば何度でも出走できる。
- 4) 公式予選の周回数が記録されなかったドライバーは嘆願書を競技長に提出することにより、審査委員会の承認を得て最後尾より決勝に参加する事が出来る。嘆願書の提出が 2 名以上有る場合の順位は参加申込順に決定する。嘆願書の提出は、公式予選結果発表後 30 分以内とする。
- 5) 予選での使用バッテリーは自由とする。

## 第 28 条 スタート

- 1) スタート手順の合図はコントロールライン上のオーバーブリッジに取り付けられた大型信号機及びオフィシャルによる日章旗により表示される。
- 2) スタート出来なかった車両及びスタート 3 分前までにグリッドにつけなかった車両はピットスタートとなる。

## 第 29 条 反則スタート

- 1) スタート合図がなされるまでに所定の位置から前進したドライバーは反則スターとして罰則が適用される。審判員による反則スタートの判定に対する抗議は受けられない。
- 2) 反則スタートに対する罰則は、ペナルティーストップ 30 秒又は大会審査委員会が決定した罰則が与えられる。

## 第 30 条 信号合図

コース上のスタッフより、以下の旗が提示される。その旗の意味を認識し走行すること。

- a. 黄旗（1 本の静止もしくは振動）  アクシデント直前のポストで表示

意味／前方にアクシデントあり。注意して走行せよ。

- b. 赤旗  全ポスト表示

意味／レース中断。直ちに徐行し PIT インせよ。

- c. チェッカー  コントロールライン付近で表示

意味／レース終了。

## 第 31 条 ドライバーの遵守事項

- 1) ヘルメット及びグローブ、シューズの確実な着用。
- 2) いかなる場合も逆方向に走行してはならない。
- 3) 走行中コントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰するときは、後続車両など他車の妨害にならないように注意し、安全を確認しなければならない。
- 4) ドライバーは緊急の際、競技中に救急車、消防車、競技役員車等がコースを走行したり必要な作業を行うため駐停車したり、また競技役員がコースに立ち入る場合があることを承知していなければならない。

## 第 32 条 セーフティーカー

- 1) 競技長の決定により、競技を非競技化するためにセーフティーカーをコースに入れる場合がある。セーフティーカーはドライバー又はオフィシャルが危険な状態ではあるが、競技を中断するほどではない場合に使用される。
- 2) 競技中にセーフティーカーがコースに入ると、全てのポストに黄旗 1 本振動（黄色灯 1 個点滅）表示ならびに、全ポストで「SC」が表示され、セーフティーカーの活動が終了されるまで保持される。
- 3) 競技中、セーフティーカーはオレンジライトを点灯させながらピットレーンからスタートし競技の先頭車両位置に関係なくコース上に合流する。
- 4) 全ての競技車両は競技中にセーフティーカー後方に車間距離を保ち整列する。セーフティーカーからの合図がない限り、全ての追い越しは禁止される。セーフティーカーは通常オレンジライトを点灯させながら走行しているが、追い越し可能な場合のみグリーンライトを点灯させる。
- 5) セーフティーカーの活動中、競技車両は各自のピットに停車して良いが、ピット出口が開鎖されていない限りコースに出ることが出来る。セーフティーカー並びにそれに続く車列がピット出口を通過中、または通過しようとしている時以外は PIT エンドは開放されている。ピットからコースに合流する車両は、セーフティーカーに続く車両の隊列の末尾につくこと。
- 6) セーフティーカーがコースから引き上げ、競技車両がスタートラインに近づいた時点で全ポストにて緑

信号が表示され競技が再開となる。

7) セーフティーカーが活動中の各周回は競技周回として数えられる。

### 第 33 条 妨害行為

- 1) 競技中、ドライバーは故意に他の競技車両の走行を妨害してはならない。また、明らかに重大な事故の発生が予測できる危険な行為をしてはならない。
- 2) コース上でのカット等、規定以外の走行は危険状態を避ける場合を除いて行ってはならない。
- 3) 同条の違反判定に対する抗議は受けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行ったドライバーは失格とされる。

### 第 34 条 リタイア

- 1) 競技中、事故あるいは故障等により、以後の走行権利を放棄するチームの代表者はその旨を大会本部まで報告しなければならない。
- 2) リタイアの届けは、ドライバーまたは参加代表者が所定の用紙に署名して大会本部に提出すること。

### 第 35 条 競技中の車両修理

- 1) ピット以外の地点で停車した車両の修理は他の車両の、走行に支障にならない安全な場所で、その当該ドライバーのみが行える。また、その車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、交換などを行うことは厳重に禁止される。
- 2) 競技中の車両は、いかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行をしたりしてはならない。ただし、保安の目的で競技役員が車両を移動などの処置する場合、及び自己のピットを乗り越した車両を当該車両のドライバー、ピット要員が押し戻す場合はこの限りではない。

### 第 36 条 ピットイン及びピットアウト

- 1) ピットインするドライバーは PIT 入口より手前より右側に寄り、安全を確認してピットレーンを徐行しなければならない。
- 2) ピットアウトしてコースに復帰するドライバーは、後方から近づく車両の走行を妨げてはならない。
- 3) ピットインする車両は、自己のピットにできるだけ近い位置の作業エリアに近づけて車両を停車させなければならない。
- 4) ピットインして停車区域に入った車両、及び当該車両のドライバーやピット要員はピットインしてくる他の車両、あるいはピットアウトしていく他の車両の通過を妨害してはならない。
- 5) ピットインの際、自己のピットを乗り越して停車した車両は、当該ドライバー及びピット要員によって後ろ向きに押し戻し、自己のピットにつけることができる。
- 5) ピットアウトしようとする車両は、ピットインしてくる車両に優先権があることを承知していなければならない。

### 第 37 条 ピット作業

- 1) 競技中の車両がピットインした時、当該車両の登録されたピット要員は自己のピット前で作業することが出来る。ピット作業の場合を除いてピット前に出ること、部品や工具をピット前に置くことは禁止される。
- 2) ピット内及びピット前は清潔に保ち、器具等を整頓し火災防止に努めなければならない。喫煙は一切禁止される。

### 第 38 条 ピットサイン

- 1) プラットホームに立ち入り競技車両へピットサインを送ることができる。ピットサインを送るピット要員は登録された(クレデンシャルカード所持) 1 チーム 2 名以内に限定する。
- 2) 走行中のドライバーに対して、本大会に有効な無線通信や携帯電話を使用して送信及び受信を行っても良い。その際は、運転の支障にならないように設置すること。
- 3) ピットサインを送るためにプラットホームへ出入りする際には、ピットイン及びピットアウトする車両に十分注意するとともに車両の通行を妨げてはならない。

### 第 39 条 エネルギー源

- 1) 鉛電池部門
  - (1) テストラン及び予選での使用バッテリーは自由とする。
  - (2) 決勝は指定されたバッテリー以外の使用は禁止される。
  - (3) 搭載方法は自由であるが安全で速やかに電氣的配線が接続できること。
  - (4) 競技用電池は後日 WEB サイトにて発表する。
  - (5) 競技用電池は満充電されたものを単品で 2 個、競技会当日大会本部より支給するものとする。接続等は各自が行う。
  - (6) 競技用電池を破損させたチームは失格とする。
  - (7) 競技用電池の仕様に関しては変更もあり得る。
- 2) コンデンサー
  - (1) コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

### 第 40 条 競技の中断

- 1) 事故によってコースが塞がれた場合、または天候その他の理由でレースが継続不可能と成った場合、競

技長は赤旗を表示し同時にすべてのポストでも赤旗が表示される。

- 2) 競技技中断の合図と同時に、全車両はただちに競技を中止しいつでも停止出来るスピードで競技役員の指示に従い走行する。その場合に以下の事項を了解しているものとする。
  - (1) 競技順位は、中断の合図が提示された時点での、当該先頭車両の最終周回の1周前の時点での順位となる。
  - (2) 競技車両および競技役員車両がコース上にあるかもしれない。
  - (3) コースは事故のため完全に塞がれているかもしれない。
  - (4) 天候の状態から、競技速度での走行は不可能になっているかもしれない。

#### 第41条 競技再開

- 1) 競技時間の60%が過ぎているか、競技距離の60%を過ぎてから中断された場合は、先頭車両が通過した最終周回の1周前の時点で競技は終了されたものとする。
- 2) その他の場合は、大会審査委員会が競技再開、競技終了を決定する。大会審査委員会が再開、終了を決定するまで競技車両は全競技役員によって車両保管される。車両保管中保管区域に立ち入ることは出来ない。但し、ピットにて作業中の車両は、全ての作業を継続することが出来るが、競技再開時はピットスタートとなる。
- 3) ピットスタートは、再スタートした全車両がピットレーンとコースの合流地点を通過したのちに競技役員によって緑旗提示またはピット出口の信号灯が緑点灯によってスタートが出来る。

#### 第42条 第2パート

- 1) 第2パートが開催された場合の順位は第1、第2パートの周回数を合算し決定される。
- 2) 第2パートの競技時間、競技距離は大会審査委員会が決定する。
- 3) 第2パートのスタートグリッドは第1パートの順位に基づき決定される。

#### 第43条 競技終了と順位決定

- 1) 優勝者は60分走行終了時点でコントロールラインを最も多く通過・周回した者とする。2位以下はそれに続く。
- 2) 優勝者以外の順位は達成された周回数とフィニッシュライン通過順位または規定レース距離を最短时间内で走行した順とする。
- 3) 優勝者のフィニッシュライン通過と同時にレース終了を合図するチェッカーフラッグがメインポストで提示される。
- 4) 万一、チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により規定時間または規定周回数を完了する前に提示された場合でも競技は終了したものとする。
- 5) また、チェッカーフラッグが不注意によって遅れて提示された場合は規定時間または規定周回数が達成された時点における順位に従って決定される。
- 6) 何らかの理由により決勝レースを開催出来ない場合は予選レースの順位をもって最終順位とする

#### 第44条 競技終了後のパドックイン

- 1) チェッカーフラッグの提示を受けたドライバーはコースを徐行して1周しピットロードを通過して所定の車両保管区域に車両を持ち込まなければならない。ただし、コース1周の徐行に耐えられないものは後方を十分に注意して安全を確認した上で停車後、競技役員の指示に従うこと。
- 2) チェッカーフラッグが提示された時点でピットインしている車両のコースインは禁止される。

#### 第45条 暫定結果と正式結果および表彰式

- 1) 競技終了後、ただちに暫定結果が発表される。
- 2) 競技終了後、計時委員長の名において暫定結果が発表され、本規則第46条による抗議がない場合大会審査委員会の承諾を得て、暫定結果発表30分で正式結果が発表される。
- 3) 正式結果発表後、表彰式が行われる。表彰を受けるドライバーまたは参加責任者は表彰式に出席しなければならない。
- 4) 特別の事情により表彰式に参加出来ないドライバーおよび参加責任者はその旨を大会事務局に連絡し、許可を得なければならない。無断で表彰式に参加しないドライバーおよび参加責任者は賞典を受ける権利を放棄したものとされる。

#### 第46条 抗議の手続きと時間制限

- 1) 抗議を行うことが許されるのは登録された参加代表者に限られる。
- 2) 抗議を行う時は、書面により抗議内容を具体的に記載し抗議対象1件につき10,000円の抗議料を添え競技長宛に提出しなければならない。
- 3) 抗議に関する審査に特別な作業を伴う場合は、提出者はその作業の費用全額を負担すること。この費用は抗議が正当と判断された場合には抗議料とともに抗議提出者に返却される。その場合審査費用は被抗議者が負担するものとする。
- 4) 技術委員長または車両検査委員の判定に関する抗議は決定直後、公式車検に関する場合は当該車両の検査後20分以内でなければならない。
- 5) 競技中の規則違反、不正行為、競技結果に関する抗議は、暫定結果発表後20分以内でなければならない。

#### 第47条 抗議の裁定

- 1) 大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者のチーム代表者のみに、口頭で通告される。
- 2) 審査後直ちに裁定が下されない場合は、その裁定発表の日時と場所を明らかにして延期することが出来る。
- 3) 抗議料は、抗議が成立した場合は抗議提出者に返却されるが、抗議が不成立の場合は没収される。

第 48 条 罰則の適用

- 1) 本規則、および公式通知で定められた規則に対する違反の罰則は、大会審査委員会が決定し、違反者に通告される。
- 2) 本競技会で大会審査委員会が違反者に課すことが出来る罰則は次の通りとする。
  - (1) 戒告（始末書提出）
  - (2) 訓戒
  - (3) 罰金
  - (4) 失格（競技会出場停止）
  - (5) 競技結果に1分加算、3分加算、1周減算、3周減算、ペナルティストップ  
但し、大会審査委員会は状況に応じて罰則を強化することが出来る。

第 49 条 賞典

- 1) 賞典の詳細は公式通知で示す。
- 2) クラス参加台数が少数の場合は次の様に制限する。

参加台数	賞典の対象
3 台	1 位のみ
4 台～5 台	2 位まで
6 台～7 台	3 位まで
8 台～9 台	4 位まで
10 台～11 台	5 位まで
12 台以上	6 位まで

第 50 条 大会審査委員会の権限

- 1) 本競技会の規則書においての解釈に疑問が生じた場合には、本審査委員会の決定を最終とする。

Your needs drive Us  
**TAISEI**  
T E C H N O presents  
**Eco Car Festa 2009**

2009 World Econo Move GP Rd. 4 ワールドエコノムーブ in 大阪

《 車両規則 》

競技車両のデザインおよび構造は以下の各号を除き、自由である。

1. シャシー・ボディ

- 1-1 車両：3輪以上とする。
- 1-2 車両サイズ：全長 3.0m 以内、全幅 1.2m 以内、全高 1.6m 以内とする。
- 1-3 車両重量：ドライバーが乗車した状態で最低重量 85kg とする。  
数個のバラストによって最低重量を満たすことが許される。バラストは車体に取り付けられ封印できる構造であること。いかなる時でも最低重量より車両が軽くなってはいけない。

2. モーター

特に制限しない。

3. バッテリー

使用できるバッテリーの詳細は特別規則書に示す。バッテリーは車両にしっかりと固定され、短絡に対する保護がなされなければならない。

4. コンデンサー

コンデンサーを使用する場合は、スタート前に電荷がゼロであることを証明しなければならない。

5. 燃料電池

クラスを設けない。

6. 電装品および他のエネルギー源

- 6-1 ブレーキ装置、電線、電気装置は、絶対に漏電等を発生させない考慮を必要とし、火災の危険から保護すること。車両の外部に取り付ける場合、外部からは損傷を受けぬよう（飛び石、腐食、機械的損傷等）全て考慮して防衛策を講じなければならない。全ての配管、配線は暫定的なものであってはならず、グロメット、コネクタ、クランプ等を含め十分に安全性の高いものにならなければならない。
- 6-2 乾電池を含め、特別規則書に示されたバッテリー以外のいかなる電池（バッテリー）も搭載できない。ただし、電気式スピードメーターおよび電子ブザーならびにテールランプ（尾灯）・ブレーキランプを使用する場合の電源については、独立配線が確認できるものに限り搭載可能とする。
- 6-3 人力も含めて、走行の補助となりうる機構又は装置は一切認められない。ただし、駆動用モーターによる回生制動は除く。

7. 安全性

- 7-1 ブレーキは、ドライバーが搭乗した状態で 8%勾配のパネル上に制止可能なブレーキを装備すること。（目安として、制動初速度 20km/h から 6m 以内の距離で停止できる制動装置を装備すること。）
- 7-2 競技車両の外部およびコクピット内に、危険につながると思われる不要な突起物があるてはならない。
- 7-3 42 ボルト以上の電圧を使用するときは、高電圧の警告表示をおこなわなければならない。
- 7-4 緊急の場合に備えドライバーは速やかに自力で脱出が出来ること。
- 7-5 警笛：クラクションを装備しなければならない。ただし、電気ブザーは独立配線が確認できるものに限り搭載可能とする。
- 7-6 視界：安全走行が確保できる視界が確保されていること。
- 7-7 後方視界：出来る限り大型のバックミラーを左右に 2 個以上装備しなければならない。
- 7-8 高速回転体（チェーン、スプロケット、ギア等）には保護カバーを施さなければならない。
- 7-9 ロールバーの取り付けが望ましい。
- 7-10-1 ブレーキランプ又はテールランプの装備が望ましい。
- 7-10-2 ブレーキランプの装着が難しい場合は後走車にわかる様、後尾に蛍光テープを貼り付けること。（幅 20 mm、長さ 200 mm 以上）
- 7-11 衝突時の安全のため、着座したドライバーの体が車両の基本構造（フレーム）の外に出ない構造であることが望ましい。
- 7-12 5 点式シートベルトの装着が望ましい。
- 7-13 キャノピー等窓ガラスはドライバーの状態が容易に確認できることを条件に着色を施しても良い。
- 7-14 競技中競技車両との連絡にハンズフリー装置を使用した資格を要しない無線機、携帯電話等の使用は出来る。但し、アマチュア無線の使用は禁止する。